

藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正について
 藤沢市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）9月3日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
 藤沢市自転車等駐車場条例（平成8年藤沢市条例第27号）の一部を次のように
 改正する。

別表第1 湘南台駅東口地下自転車駐車場の項の次に次のように加える。

湘南台駅東口路上 第1自転車駐車場	藤沢市湘南台一丁目 43番地1	自転車	午前零時から午後 12時まで
湘南台駅東口路上 第2自転車駐車場	藤沢市湘南台一丁目 43番地15	自転車	午前零時から午後 12時まで

別表第1 六会日大前駅西口自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

善行駅東口自転車 等駐車場	藤沢市善行七丁目 3,413番地3	自転車，原動 機付自転車及 び普通自動二 輪車	午前零時から午後 12時まで
------------------	----------------------	----------------------------------	-------------------

別表第2 湘南台駅東口地下自転車駐車場の項の次に次のように加える。

湘南台駅東口路上 第1自転車駐車場	一時利用	1回	100円		
湘南台駅東口路上 第2自転車駐車場	一時利用	1回	100円		

別表第2 六会日大前駅西口自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

善行駅東口自転車 等駐車場	定期利用	1月	1,500円	2,500円	3,000円
		3月	4,500円	7,500円	9,000円
		6月	9,000円	15,000円	18,000円
	一時利用	1回	100円	200円	300円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の別表第1に規定する善行駅東口自転車等駐車場の定期利用に係る利用の承認及び利用料金の徴収の手続は、当該駐車場の指定管理者となった団体に、この条例の施行の日前においても行わせることができる。

提案理由

この条例を提出したのは、湘南台駅東口歩道の南側及び北側並びに善行駅東口に新設する有料自転車駐車場等を公共の用に供する必要による。